藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第579号

2013年(平成25年)8月8日

藤沢市教育委員会 委員長 阪井 祐基子 様

> 藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

児童及び生徒の就学援助に関することに係るコンピュータ処理に ついて(答申)

2013年(平成25年)7月22日付けで諮問(第579号)された児童及び生徒の就学援助に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行う ことは適当であると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

## (1) 諮問に至った経過

就学援助事業については、憲法第26条、教育基本法第4・5条に定める教育の機会均等、義務教育無償の精神により、直接的には市町村の援助をうたった学校教育法第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等に基づき義務教育の円滑な実施に資することを目的として実施している。

特別支援教育就学奨励事業については,「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて,特別支援学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し,特別支援教育の振興に資することを目的として実施している。

両事業とも援助内容は、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を支給しており、認定(否認定)の審査に際し、世帯の所得状況を基に審査を行っている。なお、審査時に不明な点がある場合、所得状況等の個人情報の収集を行うことについては申請時に保護者から同意を得ている。

現況としては、認定者が増加傾向にあり、どのような援助の方法が有効か等、事業の拡充、保護者の負担軽減が求められている。

このような中、より利用しやすい制度とするため、システムを導入し、認定業務を行うにあたり、本システムと課税システムを連携し、利用者の利便性の向上を図るものであり、「藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条」の規定に基づき、諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

本システムと課税システムを連携することにより、審査時に不可欠な課税情報を取り込むことができ、申請時に保護者から添付書類として提出していただいた源泉徴収票や所得証明書等の提出が不要となり、保護者の添付書類の提出や取得の手間がなくなり、申請手続きの簡素化に繋がり、保護者の利便性の向上を図ることができる。

なお、機器を含むシステムは5年間のリース契約とし、システム 内の個人情報を取扱うことは、機器導入や更新の際のデータ移行作 業時以外は原則的にはない。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

氏名,住所,生年月日,所得に関する事項(所得金額・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障がい者控除・配偶者控除・扶養控除・所得控除合計・扶養親族の人数,氏名,・扶養親族のうち障がい者控除対象の人数,氏名),課税がない場合は,未申告,該当なし

(3) 安全対策及び日常的な処理体制について

学齢簿・就学支援システムで取り扱う個人情報については、セキュリティ対策の施されたサーバー室にサーバーを設置することにより管理し、セキュリティを確保する。

また、端末機器へのログオンについては、生体認証システムを利用して所属長に許可された学務保健課職員のみが可能とする。さらに、システムを使用する際は、同様に許可された職員それぞれに与えられた ID 及びパスワードの入力を必要とすることで、容易に第三者がシステム内の個人情報を閲覧するなど出来ない様に努める。

なお、賃貸業者が保守点検や機器導入等のデータ移行業務において、個人情報データ等を取扱う場合については、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規定」、「藤沢市セキュリティポリシー<基本方針>」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期

2014年1月

- (5) 提出書類
  - ア 就学援助費の根拠となる関係法
  - イ 特別支援教育就学奨励費の根拠となる関係法
  - ウ 就学援助制度のお知らせ
  - エ 学齢簿・就学援助システム機器等賃貸借契約書
  - 才 個人情報取扱事務届出書

#### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように 述べている。

本システムと課税システムを連携することにより、審査時に不可欠な課税情報を取り込むことができ、申請時に保護者に対して添付書類として源泉徴収票や所得証明書等の提出を求めることが不要となり、申請手続きの簡素化に繋がり、保護者の利便性の向上を図ることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

# (2) 安全対策について

実施機関では,次の安全対策を講じている。

ア 学齢簿・就学支援システムで取り扱う個人情報については、セキュリティ対策の施されたサーバー室にサーバーを設置することにより管理し、セキュリティを確保する

イ 端末機器へのログオンについては、生体認証システムを利用して 所属長に許可された学務保健課職員のみが可能とする

ウ システムを使用する際は、所属長に許可された職員それぞれに与 えられた ID 及びパスワードの入力を必要とすることで、容易に第 三者がシステム内の個人情報を閲覧するなどができないように努 める。

なお、パソコンの賃貸業者が保守点検や機器導入等のデータ移行業務において、個人情報データ等を取扱う場合については、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規定」、「藤沢市セキュリティポリシー<基本方針>」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると 認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上